

瀬戸市配食サービス事業登録事業者に関する基準書

1. 趣旨

瀬戸市配食サービス事業登録事業者（以下「事業者」という。）に関する必要な基準を定める。

2. 基本方針

瀬戸市内に在住する安否確認かつ栄養管理を必要とする一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、食事の宅配による配達サービスを実施する。

3. 職員に関する基準

(1) 人員の配置及び勤務体制

配食サービスを円滑に実施するために必要な人員を配置すること。

(2) 管理者の配置及び責務

登録を受ける事業所ごとに、配食サービスに係る管理者を配置すること。また、管理者は業務上及び従事者の管理を一元的に行うとともに、従事者にこの基準を尊厳させるため、必要な指揮命令を行うこと。

4. 調理設備等に関する基準

(1) 調理施設等

調理施設及び設備（再加熱する施設及び設備を含む）を有していること。

(2) 衛生管理

- ア 配食サービスの実施に当たり、食品衛生関係法令及び保健所その他関係機関の指導を遵守し、常に調理施設の衛生管理に努めること。
- イ 配食時は、適切な温度管理のもと食品衛生に十分配慮すること。

5. 提供する食事内容の基準

配食する食事については、栄養面、衛生面及び安全面に十分配慮するとともに、普通食の他、お粥、きざみ食、減塩食等利用者の要望した献立の作成に可能な限り対応すること。

6. 事業運営に関する基準

(1) 配食サービス提供体制

- ア 市が指定した利用者宅へ、調理した食事を指定された曜日に宅配すること。
- ウ 利用者に対し、おおむね2時間以内に摂食するよう声をかけるなどして安全面に配慮すること。
- エ 配食担当者は手渡しによる配達を行い、必ず安否確認をすること。併せて健康状態を確認し、利用者の健康状態に異常等があった場合は、必要に応じて関係機関（緊急連絡先、市及び病院等）へ連絡を行うこと。

オ 配食事業者及び担当者は、感染症対策を十分行い、自身の健康状態の把握に努めること。また、手渡しによる配達をする際は、利用者の安全に配慮すること。

(2) 認知症への取り組み

ア 認知症の疑い等、利用者の異変に気付いたときは、速やかに市や地域包括支援センターと連携を図ること。

イ 認知症及び認知機能が低下している利用者への見守り体制の整備のため、認知症サポーターまたは認知症サポーター養成講座を1年以内に受講できる者を1名以上配置するよう努めること。

(3) 利用状況管理及び利用料の徴収

ア 利用者の安否を確認した後、利用明細書に配達担当者が確認印を押印又は署名し、利用者から受け取りの確認印を押印又は署名を受領すること。(不鮮明な印影及び鉛筆によるサインは不可)

イ 事業者は各月の配達の最終日において利用者から利用明細書を回収し、利用者に明細を確認上、利用者本人より署名及び捺印を受けること。ただし、利用者本人が体調不良等により利用が一時的に休止状態になった場合は、その事由を利用明細書の備考欄へ記入すること。

ウ 事業者は、利用料から本市の補助金(1食あたり150円)を差し引いた金額を徴収すること。

エ 徴収方法は、1月分をまとめて翌月に事業者が利用者に直接徴収する。

(4) 事故等発生時の対応

事業者は、業務の実績にあたり事故等の防止に努め、事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、事業者の責任において必要な措置を講じること。